

平成27年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第22号	宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	3月4日
議案第23号	執行機関の附属機関設置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第24号	宝塚市指定管理者選定委員会条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第25号	宝塚市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第26号	宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第27号	宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第28号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第29号	宝塚市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第30号	宝塚市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第31号	宝塚市立人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第48号	丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する協議について	可決 (全員一致)	
議案第59号	平成26年度宝塚市一般会計補正予算(第7号)	可決 (全員一致)	
議案第60号	平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第5号)	可決 (全員一致)	
議案第61号	平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第62号	平成26年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算(第4号)	可決 (全員一致)	

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第63号	平成26年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第3号)	可決 (全員一致)	3月4日
議案第64号	平成26年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算(第3号)	可決 (全員一致)	
議案第65号	宝塚市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	

審査の状況

① 平成27年 2月27日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之
 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝
 三宅 浩二

② 平成27年 3月4日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之
 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝
 三宅 浩二

③ 平成27年 3月23日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之
 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝
 三宅 浩二

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第22号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例の規定に基づく市の積極的な支援措置の一環として、市内における再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、安全で安心かつ持続可能なまちづくりに寄与するため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までに取得された太陽光発電設備に係る固定資産税を5年間免除する制度を新設するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 条例制定の影響について

<質疑の概要>

問1 免除制度の概要と、災害時に市に電力が提供されるという考え方の説明を。

答1 経済産業省による発電出力認定が10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電設備が対象。災害時の電力の使用についての詳細はこれからであるが、電源を地域で誰でも使えるようPRしていく。

問2 市が使用するのではなく、市民が利用できるのか。パワーコンディショナーは、誰でも入れるところに設置されるのか。

答2 そのように考えている。共同住宅などに設置される場合は、1階の廊下など不便なところにならないように協議調整していく。

問3 市民が利用できるといいながらも、実際のメリットがイメージできないが。

答3 阪神・淡路大震災での状況を思い起こし、電気のない中で生活をする不安を、こういった設備が地域に相当数点在することで、全くないよりも安心できる部分が非常に大きいのではないかと考えている。

問4 公共施設への設置については、蓄電もでき役立つことが容易に想像できるが、個人の家に設置し、利用について誰が調整するのか、何に使えるのかが想定されない中で減免するのは、公平性という観点から市民の理解が得られないのではないか。

答4 今回の制度のポイントとして、一つは自然にやさしい再生エネルギーの普及によるCO₂の削減、また、市内に設備をさせることによる普及が本市にあるのではないかと考えている。ただし、公平性という観点からは厳しいと考えている。

問5 太陽光発電の公共施設への普及率は。また、一時期国は屋上緑化を推奨していたが、屋上の利用方法として、太陽光発電へ方針がシフトしていると考えていいのか。

答5 公共施設へは20カ所設置している。今後も設置への取り組みを長く続けていく

い。熱を遮断するという意味では、屋上緑化も太陽光パネルの設置も同じ効果があると考えており、あわせて推進していきたい。

問6 ゆくゆくは税収が上がることを前面に出したほうが、理解を得られやすいのではないか。

答6 設置されたほうが税収面で効果があるということも伝えていきたい。

問7 集合住宅に設置された場合、その住民が災害時に太陽光発電を利用したいというのは当たり前の発想ではないか。

答7 設備の所有者との誓約であり、災害時には地域と電気を共有することを誓約することで課税を免除するもの。

問8 コンデンサー設置は市が求めている条件であり確認が必要だと考えるが、申請どおりに設置されているか確認するのか。

答8 全量売電設備は、経済産業省で設備認定を受ける必要がある。その認定通知書の写しを提出いただくとともに、必要に応じ担当課が現地確認に赴き、危機管理担当と情報を共有していく。

問9 提出されている設置予測は年々減少しているが、試算の意味は。

答9 電力の買い取り価格が平成24年、25年と下がっており、採算を考えたときに導入されないことも考えられるため、消極的な試算となった。

問10 家庭用の普及に努め、顔が見える関係の中で地域の安全安心を進めていく方が市の方針にあっているのでは。

答10 市内の電力使用量の4割を民生・家庭部門が占めるため、家庭用設備については、省エネと各家庭で電力を作ることのメリットを示し、優遇施策ではなく意識啓発による普及を目指す。

問11 太陽光発電の普及を考えると、メガソーラー誘致、個人住宅への普及、中小事業者対象の3つのカテゴリーに分類されるが、宝塚市のターゲットはどこか。

答11 小規模の太陽光発電を市内に点在させることが目的。小規模でも太陽光発電を普及させていきたい。

問12 太陽光発電を普及させるにはインパクトがない。カテゴリーとして事業者中心ではなく、個人を支援しなければ爆発的にふえない。宝塚エネルギー2050ビジョンでの位置づけはどうなっているのか。

答12 複合的に政策を進める中の一つであり、政策支援策パッケージの中の業務・産

<p>業パッケージの中で、事業者で再生可能エネルギーを進めて頂くための推進支援策の一つと位置付けている。</p>	
<p>問13 FITの仕組みが見直される中で、市の広報費としか見えない。脱原発というのであれば、新しい仕組みが必要。なぜ今ソーラーパネルなのか。</p>	
<p>答13 宝塚市の持つポテンシャルなどを分析した結果、今の技術では一番安価で導入できるという結論だった。FITについては、関西、関東、中部は全量売電の規制の対象外。小規模な太陽光発電を多く取り入れることが、一番メリットが多いと考えている。</p>	
自由討議	なし
<p>討 論</p> <p>(反対討論)</p> <p>討論1 市が太陽光発電を誘導する中で、個人用でなく公共の中で利用するといった仕組みがどう活用されるのかが疑問。もう少し研究が必要ではないか。</p> <p>(賛成討論)</p> <p>討論2 個人用に5~10万円の設置補助をしても、なかなかふえないという事例がある。メガソーラー誘致に持っていくのは難しく、設置補助か減免か、悩んだ末の結果だと考えている。どの程度の効果があるか不明だが、個人に補助をするのは財政的にも難しい。シャープが太陽光発電から撤退するとの新聞報道もあり、待っていたらよくなるものでもない。</p>	
審査結果	可決 (賛成多数 賛成6人、反対2人)

平成27年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第23号 執行機関の附属機関設置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	新たに12の附属機関を設置するとともに、既存の附属機関の設置期間を延長するため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決(全員一致)

平成27年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第24号 宝塚市指定管理者選定委員会条例の制定について

議案の概要

指定管理者制度を導入している公の施設に関して、指定管理者の候補者の選定に関する事項の調査、審議を行うため、一定の施設ごとに、執行機関の附属機関として、宝塚市指定管理者選定委員会を設置するため、条例を制定しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 選定委員会によって公募市民の参加を求めている理由は。

答1 地域の代表や市内の公共的団体の代表者などに参画いただき、意見をいただいている。

問2 関係団体から参画する委員と公募市民の意見はやはり変わってくる。どうして公募市民を参画させないのか。選定委員会によって取り扱いが違うのはどういうことか。

答2 基本は審議会等の運営に関する指針にのっとっている。その趣旨は市民参加条例であり、市民に広く参加を求め透明性を高めるのが原則。公募市民を入れていないことを十分に説明できない部分は課題があると考えており、見直しをしていきたい。

問3 政策決定の場への市民参画と指定管理者の選定を、同様に考えていいのか。指定管理者の選定には利害関係が絡むと考えているが、利害関係者の排除はできているのか。

答3 指定管理者制度の運用方針の中に規定を設けており、市民公募委員の選考については、規定に基づき資格要件を定めている。

また、指定管理者の応募者についても資格要件を定めており、利害関係者が排除できるように努めている。

問4 ワークショップに参加する公募市民については規程があるのか。関係する審議会との関連性は。

答4 全くの市の裁量であり、意見交換の場と考えている。

問5 審議会とワークショップが切り離されているところに一つの限界があるのではないか。関連する審議会なり委員会がワークショップでの市民の意見を聞く必要があるのではないか。その部分が行政とワークショップに参加している市民とのずれであり、仕組みを考えるべきでは。

答5	運営の仕方により臨時委員やヒアリングによる出席要求などが考えられ、現在スタートを切ったところである。今後進めていくうえで、ご意見は参考にしたい。
自由討議	なし
討 論 (賛成討論)	討論1 選定委員会の設置時期について、指定管理者の切りかえの時のみ設置されるものもあれば、継続して設置されるものもある。選定した指定管理者へのクレームについては選定委員会にも責任の一部があると考えている。継続的にその後の運用状況をチェックする必要がある場合は、委員会の継続設置を。
審査結果	可決 (全員一致)

平成27年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第25号 宝塚市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
行政手続法が改正され、行政運営における公正の確保と透明性の向上や、国民の権利利益の保護を図るため、行政指導の方式、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定が追加され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、法改正と同様に、宝塚市行政手続条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	
	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第26号 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

平成26年12月17日に提出された宝塚市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長及び副市長の給料月額を改定し、また市長及び副市長の給料月額の改定率に準じて、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の給料月額を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

改正の内容は、平成27年4月1日から市長、副市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の給料月額を約1.01%引き下げ、市長の給料月額を98万8千円から97万8千円に、副市長の給料月額を80万4千円から79万5,800円に、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の給料月額を68万9千円から68万2千円に、それぞれ改定するもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 特別職の給与の自主カットをなくした理由は。

答1 平成23年度の特別職報酬等審議会の答申で、行革の取り組みとして自主カットが望ましいと付記されたが、平成26年度は、審議会として自主カットを促すのはいかなものかとの議論もあり、答申では触れられなかった。平成15年度から継続して自主カットを行っており、一定の効果があつたものと考えてられる。また、人事院勧告も今回は7年ぶりの増額改定であつたことなど種々条件を勘案し、自主カットはうたわないとの判断に至つたものと考えている。

問2 前回自主カットを行つたときは、行財政改革への決意を示すためという理由だつた。今回自主カットがなくなつたのは、行財政改革への決意を示す必要がない状況になつたのか。また、一定の効果があつたのは行財政改革か自主カットか。

答2 行財政改革の考え方として、阪神・淡路大震災での関連事業費が1,300億円、市債の起債も560億円、ピーク時には900億円といったことから非常に厳しい財政状況となり、平成8年度からスタートした。この20年近くの間に行財政改革では、900億円ほどの地方債残高も臨時財政対策債を除き410億円程度となつた。基金も一定の残高を残しながら事業に取り組んでおり、一定の財政の安定につながつたと考えている。

問3 特別職の地域手当の目的は。

答3 報酬等審議会でも地域手当について議論になつた。報酬等審議会では、月額のみで議論をするのではなく年収額から割り戻すといった手法をとっているため、考え方としては給料と期末手当とするのか、基本給と地域手当、期末手当とするのかと

<p>いった違いである。その中で、共済組合や退職手当組合の負担金は給与で算出されるので、同じ報酬額でも給与の額が低い方が、負担金が低くなり市の負担軽減となるため、地域手当としている。阪神間では、宝塚市を含め3市が特別職に地域手当を支給している。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 (賛成討論)</p> <p>討論1 過去の実績ではなく、これから先を見て行財政改革に取り組んでいかなければならないという姿勢は忘れないでいてほしい。その上で、行財政改革に対する決意の表れとして、前回やった自主カットをもう一度検討してほしい。</p>
<p>審査結果 可決 (全員一致)</p>

平成27年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第27号 宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

宝塚市特別職報酬等審議会の答申における報酬又は給料月額の改定率に準じて、特別職の職員で非常勤のものの報酬を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

改正の内容は、平成27年4月1日から介護認定審査会委員及び障害支援区分認定審査会委員以外の非常勤の特別職の報酬を約1.01%引き下げようとするもの。

なお、介護認定審査会委員及び障害支援区分認定審査会委員の委員報酬については、近年の審査件数の増加に伴い、審査委員の負担が増大していることから、報酬の改定を据え置くもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 今回の改正の根拠は。特別職の改正に準じているのか。

答1 従来から市議会議員の改定率に準じている。

問2 特別職については、自分たちで報酬を決められないから審議会に諮るといった手法をとっているが、非常勤の特別職について、それに準じる必要があるのか。

答2 必ずしもその必要はないが、一定の見直しは必要と考えている。報酬の性質に鑑み答申に準じている。

問3 専門性を高く評価して委員への就任などを依頼している部分に0.1%といった改正が必要なのか。1点1点見直しているのか。

答3 特にポイントがあるものについては見直している。

問4 もともとの額の根拠は。

答4 具体的な根拠は見つからないが、定める際には近隣各市を調査していると考えている。

自由討議

委員A こちらからお願いしている委員の報酬の金額が、任期の途中で変わっていくことに違和感がある。監査委員などは任務の性格上常勤に近いような実態がある。ひとつひとつを議論するのではなく一律のパーセンテージでカットしていくということはなじまないのではないか。

委員B 元の根拠がばらばらで、いくつかの役職が今回の改定から除外されている。仕事量がふえているとの説明だが、何をもって判断しているのか。社会通念に照らして納得がいく基本的な報酬額があつて、経済変動により増減するということはあると考へている。その元についてある程度の議論が必要であり、どういふ基準を持って適用除外としているのか。特定の業種だけ特別扱いにするには、特別な理由があるかないかで判断すればよい。

委員A 統一した改定率を経済状況によって当てはめるといふことか。

委員B 仕方がないと考へている。

委員A 介護認定審査会について、非常に審査件数がふえて開催回数がふえているとのことだが、精査はしなければならないと考へるが。

委員B 特別扱いにした理由は聞いておきたい。

<質疑の概要>

問5 介護認定審査会と障害支援区分認定審査会の委員が適用除外になつた理由と根拠は。

答5 介護認定審査会の委員報酬を決めた経過が、この委員会の構成が保健・医療又は福祉分野の学識経験者、あるいは本市の医師会、歯科医師会、薬剤師会など医療関係者が多く、また、報酬額を決定する際には阪神間で統一しようといふことで、導入当時は2万円であつた。現在は金額が下がっているが、金額が下がったタイミングで、1回あたり45件審査していたのを42件に審査件数を減らされた経緯がある。

一方、介護認定申請の件数は増加しており、現行の審査件数を維持するため引き下げではなく金額の据え置きを行った。障害区分認定審査会においても、構成員が介護認定審査会と同様であるため、金額を据え置いた。

問6 市の特別職と専門性に頼む特別職はやはり違ふと考へている。医療分野の人だけが据え置きで、それ以外の教育委員会や監査委員の中にも専門家はいると思ふが、その考へ方は。

答6 一般職の給与表においても、今回ドクターの給与表の引き下げは国においても行っていない。人材確保の一面もあり、同様に考へ方もスライドできるのではないかと考へている。

自由討議

委員A 介護職や保育職が人材不足で政策として据え置くといふことは理解するが、特

別職の職員で非常勤の方の報酬とは考え方が違うのでは。任期途中で報酬が変わることについては、どう考えたらいいのか。

委員B もとものの報酬額そのものについて検討すべきであって、改定率を議論するというのはどうなのか。改定率が違うのであればなぜ違うのか議論しないと行けないが、ここでは適用除外をするのはどういう理由であったかという議論だけでいいのではないか。

委員A 改定率を当てはめたときに、任期の途中で報酬額が変わってしまうことに疑問がある。

委員C いろいろ委員がいて、任期開始の時期がバラバラである現状では、どこで改定しても必ず誰かの任期の途中になり、その議論は現行では無理がある。

討 論

(賛成討論)

討論1 いろいろと疑問は残る。結果的に反対はしないが、専門性に高く委ねる部分があるので、安易に引き下げの議論はできない。最初にお願した条件と任期途中で報酬額が変わるのは本当は望ましくないと考えている。一律の改定を行うときも任期ごとの検討が必要ではないかと意見しておく。

審査結果 可決 (全員一致)

平成27年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第28号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第29号 宝塚市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部を改正する条例の制定について

議案第30号 宝塚市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議案の概要

(議案第28号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育長に係る新制度に即した整理を行うため、宝塚市職員定数条例、宝塚市職員倫理条例及び宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもの。

(議案第29号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、新教育長は特別職の身分になりますが、常勤で、職務に専念する義務が課せられることから、新教育長の勤務時間その他の勤務条件を定める必要があるため、条例の全部を改正しようとするもの。

その内容は、一般職の職員に関する職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例に準じた内容とするもの。

なお、経過措置として、同法の附則により、旧教育長がなお従前の例により在職する場合の給料月額を、宝塚市特別職報酬等審議会の答申に基づく市長及び副市長の給料月額の改定率に準じて、68万9千円から68万2千円に改定しようとするもの。

(議案第30号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、常勤で、職務に専念する義務が課せられることとなった新教育長について、職務に専念する義務の特例を定める条例を制定しようとするもの。

その内容は、一般職の職員の規定である職務に専念する義務の特例に関する条例に準じた内容とするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 今回の改正は、例外なく全国的に地方公共団体が受け入れる改正だと理解してよいのか。

答1 今回は国の制度改正によるもので、全国一律の改正である。

問2 制度改正後の現教育委員長の立場はどうなるのか。

答2 経過措置があり、現教育長の任期の限りは、委員長の役割はかわらない。

問3 経過措置終了後の人員構成は。

答3 現在のところは、変更はないと考えている。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果

議案第28号 可決（全員一致）

議案第29号 可決（全員一致）

議案第30号 可決（全員一致）

平成27年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第31号 宝塚市立人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
人権文化センターの利便性向上のため、会議室などの整理、見直しを行い、利用できる部屋を追加するとともに、施設の使用時間の区分を細分化するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第48号 丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議について
議案の概要	地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、事務組合の教育長の任命方法などを改正する必要があること、また、組合事務所の所在地地番が法務局の職権により変更されたことから、規約の一部を変更するため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	<p>問1 従前、事務組合の教育長は丹波市の教育長が自動的に就任していたと記憶しているが、今回法律改正があったため議決案件となったと理解していいのか。</p> <p>答1 お見込みどおり。</p> <p>問2 住居表示の改定は。</p> <p>答2 既に法務局の職権により変更されていたが、今回の改正時にあわせて整理したものの。</p>
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第59号 平成26年度宝塚市一般会計補正予算（第7号）

議案の概要

平成26年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額から4億9,200万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を728億9,881万3千円とするもの。

歳出予算では、特別会計国民健康保険事業費繰出金、自立支援事業、国の緊急経済対策による地域住民生活等緊急支援のための交付金により実施する事業を増額し、執行額の確定に伴う執行残を減額するもの。

歳入予算では、社会保障財源交付金、国庫支出金における地域住民生活等緊急支援のための交付金、繰入金における財政調整基金とりくずし、諸収入における建物総合損害共済災害共済金、市債における臨時財政対策債を増額し、地方消費税交付金、普通交付税、国庫支出金における臨時福祉給付金給付事業費補助金を減額するもの。

また、繰越明許費では財産管理事業ほか45件を設定し、債務負担行為では、阪神北広域こども急病センター改修設計委託における借入金の償還に係る経費を追加し、兵庫県信用保証協会が保証した宝塚市中小企業振興事業災害特別資金及び小規模企業振興災害特別資金あっせん融資に係る損失補償ほか2件を変更するもの。

なお、地方債については、小学校施設整備事業債ほか2件を廃止し、防災施設整備事業債、臨時財政対策債については限度額の増額を、人権文化センター施設整備事業債ほか12件については限度額の減額をそれぞれ行うもの。

論 点 国の補正予算関連について

<質疑の概要>

問1 地域住民生活等緊急支援のための交付金は、人口や財政規模などにより各地方自治体に満遍なく交付されるもので、類似団体で交付額に大きな差は出ないと思うが、明石市や加古川市の交付額と差が出ている理由は何か。

答1 地域住民生活等緊急支援のための交付金の交付額は、人口や財政力指数などに基づき一定の数式によって算出されている。

問2 宝塚市は、その数式による最大限の交付額を獲得できているのか。

答2 国から示されている限度額は、今後、事業の実施計画が認められた場合に交付される交付金の限度額であり、現時点でこの限度額を獲得したというわけではない。

問3 地域消費喚起・生活支援型の対象事業としては、プレミアム付商品券及びふるさと旅行券があるが、地方創生先行型の対象事業としては何があるのか。

答3 まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業ほか12事業となっている。

問4 プレミアム付商品券が使えるのは、商店連合会に加盟している店舗のみとなるのか。

答4 プレミアム付商品券は商店連合会が発行するが、連合会に未加盟の店舗も参加できるように考えている。

問5 プレミアム付商品券取扱い店舗の選定については、受付から審査までを商店連合会が行うのか。

答5 受付及び審査は発行主体である商店連合会が行うことになるが、適宜、市及び商工会議所も協力して実施していく。

問6 商店連合会に未加盟の大型量販店は参加するのか。

答6 大型量販店に対しては、既に商店連合会から声をかけており、前向きな回答を得ていると聞いている。

問7 宝塚歌劇のチケットがプレミアム付商品券で購入できるようにならないか。

答7 現在、阪急電鉄（株）と協議中である。市としては、購入できるようにしたいと考えている。

問8 プレミアム付商品券について、市内の経済循環を活性させる観点から市内の中小業者による住宅改修や太陽光パネルの設置に対して用いることができないか。

答8 いろいろなメニューが考えられる。住宅リフォームについても先進事例があるので参加対象事業者をどこまで広げることができるか、また、参加いただけるよう検討したい。

問9 ゴルフ練習場などのスポーツ施設やパチンコ店などの遊技場でプレミアム付商品券が使えるという可能性はどのように考えているのか。

答9 宝塚市内の消費を喚起するためには、ありとあらゆる所に参加していただきたいと考えており、そのためには商工会議所を通じていろいろな業界の団体とコンタクトを取って参加を呼びかけたいと考えている。

問10 プレミアム付商品券について他市との差別化は図らないのか。

答10 商店連合会と協議を行ったところ、プレミアム率20%で十分に消費喚起の効果が見込めると判断した。また、県において今回の交付金を活用して商店街買い物ポイント事業が行われる予定であり、これによって更に20%上乘せされることから、これらを活用することによって市内での消費喚起を効果的に図っていきたい。

問11 プレミアム付商品券について、市境付近の市民は市外の店舗を利用することが

多いが、市境付近の市外の店舗でも利用できるようにならないか。また、利用できる店舗に関する情報発信はどのように考えているのか。

答 1 1 近隣市外の店舗についてはこれからの検討となるが、できるだけ多くの店舗に参加していただくよう、随時、参加を受け付けていただくようにしたい。また、プレミアム付商品券取扱い店舗の情報については、インターネットなどを活用した情報発信を行いたい。

問 1 2 使用済み商品券の換金については、どのように考えているのか。

答 1 2 現在、商店連合会と銀行2行との間で調整中であり、加盟店舗が商品券を銀行に持ち込んでから手数料なしで2営業日後に振り込まれるようにしたいと考えている。

問 1 3 ふるさと旅行券は、宝塚市を訪れる観光客が購入して、市内の宿泊施設で使用するものとするが、市民も購入することはできるのか。

答 1 3 交付金の趣旨からすれば市民以外が対象であるが、市民でも利用が可能であるので、国際観光協会でも販売しようと考えている。

問 1 4 ふるさと旅行券の利用者は、個人客又はツアー客のいずれを想定しているのか。

答 1 4 ふるさと旅行券の販売については、旅行予約ウェブサイトやコンビニエンスストアから提案をいただいております。最適な販売方法を選んでいきたいと考えています。また、広報についても積極的に取り組んでいく。

問 1 5 市民がふるさと旅行券を利用できることとなると、割引率の異なるプレミアム付商品券との整合性が保てるのか。

答 1 5 ふるさと旅行券はあくまで宿泊を伴い、その宿泊施設において利用が可能である。また、現在、近隣の観光施設を巡るチケットをセットで販売することを企画しており、プレミアム付商品券とは目的が異なるが、双方の販売方法などについて整理していきたい。

問 1 6 まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業の市民意識調査の概要は。

答 1 6 来年度のできるだけ早期に、人口展望及び総合戦略を策定する上での現状分析を目的として、3千人ぐらいを対象とした結婚や出産、子育てなどに関する意識調査を実施したいと考えている。

問 1 7 ふるさと特産品の購入に交付金を活用することは考えなかったのか。

答 1 7 国から対象事業について県と市の役割が示されており、域内消費に係る事業は市が行い、域外消費に係る事業は県が行うという想定の上市が行っても差し支えないとされていた。域外消費に係る事業のメニュー例にふるさと名物商品券やふる

さと旅行券などがあり、検討の結果、ふるさと旅行券については観光都市として本市での宿泊を図る上で行うこととした。ふるさと名物商品券については、県において交付金を活用して県内製品の販売促進に取り組む予定と聞いており、それを利用できないかと考えている。

問18 雑入のうち建物総合損害共済災害共済金約1億7千万円は放火事件に係るものと思うが、当初の予定額に比べてどうか。

答18 放火事件による支出総額は約1億9,700万円で、そのうち精査により全国市有物件災害共済会に申請したのは約1億8,600万円であったが、認められたのが約1億7千万円である。差額が生じた主な理由は、LED照明の設置や仮事務室に係る費用が認められなかったことによるものである。

問19 国民健康保険事業費への繰出金の主な目的は何か。

答19 今年度、税率改定を行っていないことから、このままでは単年度で約6億円の赤字が見込まれるため、補填しようとするもの。

問20 普通交付税が約7億800万円の減額となっており、それと対応する形で臨時財政対策債が約2億400万円の増額となっているが、その内容を説明してほしい。

答20 全体の財源不足額を普通交付税でみるか、臨時財政対策債でみるかということになり、当初計画していた予算に比べ臨時財政対策債がふえて、普通交付税が減ったことによるもの。トータルで5億400万円程の財源が減ったことになる。交付税の算定の結果、当初予算で考えていたものよりも収入がふえたことが主な理由である。

問21 全国市長会などを通じて、国に対して交付税の削減はやめるように求めていくべきではないか。

答21 交付税については今後も大きな影響があるものなので、国に対していろんな機会を通して要望してまいりたい。

問22 自立支援事業の負担増は、上乗せ事業によるものなのか、超過負担によるものなのか。

答22 超過負担に該当して市の負担がふえており、上乗せ施策のためではない。

問23 国が制度の実態を見ていないことの表れであり、国に対して実態に応じた負担をすべきだという要求をすべきと考えるが、そのような要求をしていただけるか。

答23 全国的にこれまでも全国市長会などが、国に対して市の負担分を100%補助対象にしてほしいという要望を行っている。本市としても県を通じて国に対して要望をしていこうという取り組みをしている。

問24 海外誘客事業について、台湾に対する誘客に傾注しているが、他の国や地域に対してはどのように考えているのか。

答24 日本に訪れる海外からの観光客で一番多いのが台湾からの観光客で約21%を占めており、また、手塚治虫記念館に来館する海外からの観光客のうち約6割強が台湾からの観光客である。本年、宝塚歌劇団が第二回目の台湾公演を実施すること、手塚作品が台湾で放映されていることなどから、台湾をターゲットに誘客をする好機だと考えている。韓国、中国などへの情報発信についても引き続き行っていく。

問25 都市計画道路荒地西山線整備事業に係る補正予算の概要はどのようなものか。

答25 本年度で阪急今津線との立体交差工事がほぼ完了することから精算したところ約2億7千万円の執行残が生じた。補助対象となっているため、そのうち1億円を立体交差西側の地盤改良工事に振り分けたものである。

問26 臨時福祉給付金等給付事業を約2億3,600万円減額補正する理由は何か。

答26 市民税（均等割）が非課税の方が支給の対象であるが、非課税の方でも課税されている方の扶養になっていれば支給対象にならないことから、実際に給付金を支給した方の人数が当初見込んでいた支給対象者の人数より大きく下回ったためである。

問27 小学校運営事業について、大型デジタルテレビ及び電子黒板ユニットはどこに配置される予定か。

答27 小学校のICT活用推進事業として、大型デジタルテレビについては105台を購入し、全小学校の5年生及び6年生の教室に配置する。また、大型デジタルテレビに取り付けて使用する電子黒板ユニットについては35台を購入する。

問28 給食事業について、学校給食大試食会及びおいしい学校給食レシピ集作成の目的は何か。

答28 学校給食大試食会の開催、及びおいしい学校給食レシピ集を作成することにより学校給食の魅力を発信していこうとするもの。こうしたイメージアップを図ることにより、学齢期にある児童生徒の保護者及び今後就学予定の幼児の保護者の定住化や新たな流入促進を図るのが目的である。

問29 大試食会によって市民に学校給食を広める意味は何か。

答29 食育の一環として学校給食を一つの見本に地域や家庭に発信して、子どもを取り巻く食の環境を充実したいと考えている。

自由討議 なし

討 論	なし
審 査 結 果	可決 (全員一致)

平成27年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第60号 平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第5号)	
議案の概要	
<p>平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額から5,721万2千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を255億2,035万5千円とするもの。</p> <p>歳出予算では、特定健康診査等事業、保健事業をそれぞれ減額するもの。</p> <p>歳入予算では、その他一般会計繰入金を増額し、前期高齢者交付金を減額するもの。</p>	
論 点	なし
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決(全員一致)

平成27年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第61号 平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算(第2号)
議案の概要	平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額は増減なく、歳入予算において、一般会計繰入金を増額し、外来収入を減額するもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第62号 平成26年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第4号）	
議案の概要	
<p>平成26年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額から726万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を165億1,793万5千円とするもの。</p> <p>歳出予算では、介護サービス等給付事業、介護予防サービス給付事業を増額するとともに、地域密着型介護サービス等給付事業を減額するもの。</p> <p>歳入予算では、繰入金における介護給付費準備基金とりくずしを増額するとともに、国庫支出金における介護給付費負担金、支払基金交付金における介護給付費交付金、市債における財政安定化基金貸付金をそれぞれ減額するもの。</p>	
論 点	なし
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第63号 平成26年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第3号）	
議案の概要	
<p>平成26年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額から2,873万8千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を34億7,326万5千円とするもの。</p> <p>歳出予算では、後期高齢者医療広域連合納付金における保険基盤安定制度負担金を、歳入予算では、保険基盤安定繰入金をそれぞれ減額するもの。</p>	
論 点	なし
<質疑の概要>	
	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第64号 平成26年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算（第3号）	
議案の概要	
<p>平成26年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費の歳入歳出予算の総額から12万2千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億9,759万8千円とするもの。</p> <p>歳出予算では、その他公共施設・公用施設災害復旧事業におけるフェンス修繕料を、歳入予算では、一般会計からの繰入金をそれぞれ減額するもの。</p>	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	宝塚すみれ墓苑へは一般会計から補助を行わないこととなっており、今回の補正予算にある公用施設災害復旧事業は、昨年8月に発生した災害によりフェンスが被害を受けたため、宝塚すみれ墓苑の運営には関係なく市の責任として73万5千円を支出して修繕したものと理解しているが、それでよいか。
答1	宝塚すみれ墓苑は使用者の使用料で管理運営しているものであるが、台風により被害を受けた部分については市の財産として原状復帰するものである。
問2	今後も宝塚すみれ墓苑の管理運営については一切税金を投入しないと市民に説明をしてもよいか。
答2	長尾山霊園には一般会計から多額の繰り出しを行っているという状況があることから、公平性をどうするのか、公営墓地のあり方をどうするのかという観点もあるので、いずれ近いうちに市議会に提案させていただく必要があるのではないかと考えている。現在は、宝塚すみれ墓苑は独立採算という原則を旨としているが、売れ行きの様子も芳しくないことから、問題提起はさせていただきたいと考えている。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成27年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第65号 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

平成26年8月の人事院勧告及び給与の適正化を図るため、一般職の職員の給与を平成27年4月1日から平均3.0%引き下げるとともに、地域手当などの諸手当の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

改正の主な内容…給料表の改定、諸手当の改正

地域手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当を国に準じて改正

給料表の引下げ改定に対する激変緩和策

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間は、改定後の給料月額が平成27年3月31日に現に受けていた給料月額に満たない場合は、その差額を給料として支給

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 今回の給与改定にともなう今後の影響額はいくらか。

答1 現行の給与を維持した場合の比較として、平成27年度については、現給保障を行うため地域手当の支給割合1%分の3,700万円程度の増額となるが、平成28年は3,500万円程度の減額、平成29年度は5,900万円程度の減額、平成30年度は2億3,500万円程度の減額となり、それ以後についても毎年2億円程度の減額となる。

問2 近隣他市の給料表の引き下げ率はどのようになっているか。

答2 伊丹市については実質2%程度、三田市は1.8%程度、芦屋市は2%程度、西宮市は平均2.49%の引き下げとなっている。尼崎市及び川西市は、現在独自の減額措置が講じられているため、見直しは行わない。

問3 地域手当の支給割合を12%から15%とする改定は人事院勧告に示されたものか。

答3 人事院勧告に基づいた改定である。

問4 地域手当の支給割合は人事院勧告の15%に対し当分の間13%としているが、将来に対する考え方はどうか。

答4 国においても現給保障期間の終わる3年後を完成と考えているので、国に準じた形で対応していきたいと考えている。

問5 市職員の市内、市外の居住割合はどのようになっているのか。

答5 職員全体でいうと市内居住率が半分、市外居住率が半分という状況である。

問6 市職員の間で地域手当の支給割合に差を設けることは可能か。

答6 平等原則があるので困難と考える。

問7 近隣他市の人事院勧告による地域手当の支給割合はどのようになっているか。

答7 伊丹市、川西市及び三田市については現行6%を10%に、西宮市は現行12%を15%に見直し、芦屋市は現行15%をそのまま据え置かれている。

問8 人事院勧告は絶対的なもので、人事院勧告で地域手当の支給割合が15%ならば最終的に15%にしなければならないのか。人事院勧告と異なる支給割合を採用している地方自治体はないのか。

答8 例えば芦屋市が人事院勧告では支給割合が15%のところを14%に、明石市は3%の地域であるが6%としていたという状況がある。

問9 地域手当の支給割合については人事院勧告を厳守しなければならないわけではなく、地方自治体の裁量権も認められているのか。

答9 労働基本権の制約の中で人事院勧告が労働条件の改善のベースとなっており、基本的には人事院勧告に準ずるべきと考えるが、各地方自治体にそれぞれの事情があるので、その中で抑制をかけることはあると考える。

<委員から修正案の提出>

(修正案の概要)

地域手当に係る特例措置として、支給割合の「100分の15」を当分の間、「100分の13」とするところを「100分の12」としようとするもの。

(修正案に対する質疑の概要)

問1 給与は労働の対価であり、勤務地は宝塚市である。地域手当は宝塚市の民間企業の給与水準によって支給割合が定められるものであり、職員の居住地は関係ないのではないか。

答1 その通りだとは思いますが、民間企業の給与水準を地域手当に当てはめることに問題があると考えます。

問2 民間準拠が人事院勧告の基にあると考えるが、それと整合しないのではないか。

答2 先ほどの答弁で、給料については人事院勧告に準ずるが、地域手当については各地方自治体で裁量権があるとのことであったので、阪神間各市の状況を参考に、本市は支給割合を12%に据え置くものである。

問 3 宝塚市の生活水準が阪神間近隣各市と変わらないとする根拠は何か。

答 3 宝塚市民の労働実態からみて、阪神間近隣各市に比べて突出して高いとは考えられない。

問 4 国が認めた指標に基づく地域手当に従わない根拠は何か。

答 4 民間企業に勤める宝塚市民の給与水準が高いからといって市職員の給与もそれに合わせて上げるというのは合理性に欠けるのではないかと考える。

<質疑の概要>

問 1 0 給料表について、今回の人事院勧告では平均2%の引き下げであったのを本市において3%の引き下げとした理由は何か。

答 1 0 ラスパイレス指数の抑制を図るため1%の上乗せを職員労働組合に提案をし、同意を得たものである。

問 1 1 原案のとおり施行されれば、本市のラスパイレス指数はいくつになるのか。

答 1 1 101%ぐらいになると考えている。

問 1 2 給料表の引き下げ率を3%にすることの根拠に地域手当の支給割合を12%から13%に上げることが考慮に含まれなかったか。

答 1 2 基本的には、そのような考えはしていない。

問 1 3 地域手当の支給割合が1%違うことによる影響額はいくらか。

答 1 3 行政職と消防職を合わせて8千万円程度と考えている。

自由討議 なし

討 論

(原案に賛成、修正案に反対)

討論 1 市職員の居住地を問題にしているところが憲法に保障された居住や移転の自由に抵触する可能性がある。給与体系そのものは、宝塚市役所での労働の対価であり、どこに住んでいるかによって給与体系が見直されることにつながるのは極めて問題が大きいと考える。人事院勧告の制度についても労働基本権の制約にともなう代償措置として尊重すべき。

討論 2 労働基本権の制約に対する代償措置である人事委員勧告の趣旨は守られなければならない。これを独自の事情で勘案するためには、よほどの合理的な根拠が必要である。常に国が一定の指標を用いて割り出している数字を左右させることは

好ましくない。

討論3 人事院勧告は基本的に尊重すべきである。それを政治的な影響によって左右させることは好ましくない。

(修正案に賛成)

討論4 市長は、一昨年とその前年に職員給与を聖域とせず改革するとの方向性を示しながら人件費増の議案を提出した。近隣他市においても人事院勧告を絶対とみなさず、独自の取り組みを行っている中で、宝塚市の財政状況を考えたときに国民健康保険や介護保険、公共料金などの値上げも予定されている一方で、民間給与の増が行き渡らない状況において、人件費がふえる議案を通すことは市民から理解を得られない。

審査結果

修正案 否決 (賛成少数 賛成2人、反対6人)

原案 可決 (賛成多数 賛成6人、反対2人)

